

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から、自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する。</li> <li>・特例措置の内容 上記の収入金額の算定にあたっては、自由化対象需要家にガスを供給するために必要な託送料に相当する金額を控除する。</li> </ul>		
関係条文	<p>〔 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項、 地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条 〕</p>		
減収見込額	(初年度)      - (▲44.0)      (平年度)      - (▲52.2)      (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成19年度のガス事業制度改正により、自由化対象需要家は年間ガス使用量10万m<sup>3</sup>以上に拡大され、新たに中規模の工業用、商業用需要が自由化対象となった。新規参入者は、自由化対象需要家から託送料金も含め一括して料金を回収した上で、託送料金を一般ガス事業者等に支払うこととなっている。このため、収入金課税が適用されているガス供給業において、一つの課税客体に重複した課税となる状況を回避して、競争参加者間で競争上の不利が生じないよう、課税標準の算定にあたって自由化対象需要家向け託送料金相当額を控除することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
	政策の達成目標	効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による大口需要家向け市場への参入の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
政策目標の達成状況	<p>税制措置期間においては、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性を確保することを達成している。</p> <p>○託送量の推移</p> <p>平成20年度：50,306百万MJ（実績）</p> <p>  " 21 "：57,706  "  （  "  ）</p> <p>  " 22 "：54,996  "  （  "  ）</p> <p>  " 23 "：70,814  "  （  "  ）</p> <p>  " 24 "：46,611  "  （見込み）</p> <p>  " 25 "：44,458  "  （  "  ）</p> <p>  " 26 "：52,374  "  （  "  ）</p> <p>○全大口供給量のうち、一般ガス事業者以外の者による大口供給量の占める割合は、17.0%（平成23年度）</p> <p>○大口供給量が総ガス販売量に占める割合は、65.1%（同上）</p> <p>○大口供給：年間契約量10万m<sup>3</sup>以上のもの ※託送量は各社の販売計画に基づき算出</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	本制度は、平成20年度に創設されており、制度の利用者は、ガス導管事業者（電気事業者）3社である。（24年度見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置は、同一のガスに重複した課税を排除して新規参入者との競争条件を同一とするものであり、新規参入を促すためには有効である。現在、パイプライン等ガス供給インフラが着実に進んでいるところであり、本措置により導管網への公平なアクセスを確保することで、今後も様々な新規参入者の参入が見込まれる。</p> <p>また、新規参入の促進により競争を通じたガス事業者のコスト削減や大口需要家の増加など大口ガス市場分野において競争が進展している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	他の支援措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公平なコスト環境の下での競争を実現するために、税制の原則（二重課税の排除）を適用することによって、ガス事業者間の課税の公平性を図ることが妥当。なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○事業者数  ガス導管事業者（電気事業者）3社及び大口ガス事業者1社（平成23年度実績）</p> <p>○減税額  平成20年度：41.7百万円（実績）  " 21 "：37.4 "（"）  " 22 "：40.0 "（"）  " 23 "：42.3 "（"）  " 24 "：40.8 "（見込み）  " 25 "：44.0 "（"）  " 26 "：52.2 "（"）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>ガス供給業において、課税の公平性を確保するとともに、ガスの大口需要家向け市場において新規参入者間の競争を活性化させる観点から新規参加者に事業機会を提供するもの。その際、課税標準の算定にあたり、「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは課税の公平性の観点から、施策の適正な執行を図るものであり妥当なものとする。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成20年度 創設  平成22年度 3年間延長</p>